

「福岡市AED設置施設」登録制度推進事業実施要領

（目的）

第1条 この要領は、「福岡市AED設置施設」登録制度推進事業実施要綱に基づき、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置する集客施設等を「福岡市AED設置施設」として登録することに関して、その手続について定めることを目的とする。

（対象）

第2条 「福岡市AED設置施設」登録制度の対象となる集客施設等は、次のとおりとする。

- 1 ホテル・旅館等宿泊施設、サウナ及び公衆浴場
- 2 百貨店・スーパーマーケット等販売施設
- 3 興行場、遊技場
- 4 体育館・プール等の運動施設
- 5 私鉄、地下鉄、JRの各駅及び営業所並びに空港及び旅客船の発着場
- 6 区役所・保健所等公共施設（教育施設含む。）
- 7 その他「福岡市AED設置施設」として登録が適当と認められる施設等

（登録要件）

第3条 「福岡市AED設置施設」の登録は、登録を希望する集客施設等で次の要件をみたすものに対して行う。

- 1 福岡市内にあり、AEDを設置していること。
- 2 「福岡市AED設置施設」の情報提供（ホームページへの掲載等）に協力できること。
- 3 施設外で心肺停止が発生するなど、AEDを必要とすることが発生した場合、AEDを貸し出すなど、救命措置に協力できること。

（経費及び手続）

第4条 「福岡市AED設置施設」の登録は無料とし、手続は次のとおり行うものとする。

1 申込

登録を希望する集客施設等は、保健医療局健康医療部地域医療課に「福岡市AED設置施設」登録申込書「様式1」（以下「登録申込書」という。）を提出する。

2 書類審査

福岡市は、登録申込書に記載された事項について審査を行う。なお、必要に応じて電話や戸別訪問により確認を行う場合がある。

3 登録通知書等の交付

福岡市は、審査の結果、登録が適当と認めた場合は「福岡市AED設置施設」として

登録し、「福岡市AED設置施設」登録通知書「様式2」とともに別添の「福岡市AED設置施設ステッカー（以下、「ステッカー」という。）及び「AEDシール」（以下、「シール」という。）を交付する。

4 ステッカー等の掲示

登録された集客施設等（以下、「登録施設」という。）は、施設の入口などの市民や利用者の目に付きやすい場所にステッカーを掲示し、「福岡市AED設置施設」であることを明示するとともにAED本体にシールを貼付する。

（AED電極パッド助成要件）

第5条 AED電極パッド助成については、下記の全てに該当する場合に使用したAEDの電極パッドと同等のパッドを現物支給する。但し、使用されたAEDに適合する電極パッドの入手が困難な場合を除く。

- 1 応急手当のためにAEDを使用した（AEDパッドの包装を開封し、装着したあと自動解析で電気ショックが不要だったときを含む。）ことを福岡市消防局で確認できること。
- 2 特定の施設利用者への使用を目的として設置したAEDの場合については、当該施設外に持ち出し、当該施設利用者以外のものに使用したものであること。
- 3 公共施設以外に設置されたAEDを使用した場合であること。
- 4 リース契約で設置したAEDの場合については、契約内容に使用したパッドの交換が含まれていないこと。
- 5 AEDの電極パッドの使用期限が切れていたなど、AEDの管理に瑕疵がないこと。

（AED電極パッド助成手続）

第6条

1 申込

助成を希望する集客施設等は、保健医療局健康医療部地域医療課にAED電極パッド助成申請書「様式6」を提出する。

2 書類審査

福岡市は、申請書に記載された事項について審査を行う。なお、必要に応じて電話や個別訪問により確認を行う場合がある。

3 決定通知書の交付

福岡市は、審査の結果、助成の可否について、AED電極パッド助成決定通知書「様式7」を交付する。

（登録施設の責務）

第7条 応急手当に必要な知識及び技能の習得・維持を目的に、従業員等に福岡市消防局が実施する普通救命講習又はそれに類する講習を定期的に受講させるよう努める。

(登録の辞退等)

第8条 登録施設は、AEDの処分、滅却又は施設の廃業などにより、「福岡市AED設置施設」の登録を辞退する場合は、「福岡市AED設置施設」登録辞退申込書「様式3」を提出する。

(登録の変更)

第9条 登録施設は、施設の名称又は所在地を変更した場合は、速やかに「福岡市AED設置施設」登録変更申込書「様式4」を提出する。

(登録の取消)

第10条 福岡市は、登録施設が虚偽の登録又は市民からの通報等により、「福岡市AED設置施設」の登録が適当でないと判断した時は、「福岡市AED設置施設」登録取消通知書「様式5」により登録の取消を行うことができる。

(登録の抹消)

第11条 福岡市は、登録施設が移転・廃業等、AEDの所在が確認できないと判断した時は、その時点で登録を抹消することができる。

附則 この要領は、平成19年11月1日から施行する。

附則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。